

宮崎県首都圏情報発信拠点「新宿みやざき館KONNE」 催事・イベント実施要領

宮崎県商工観光労働部オールみやざき営業課

平成29年12月20日制定

1 趣旨

宮崎県首都圏情報発信拠点「新宿みやざき館KONNE」の催事・イベントスペースを活用し、本県の物産や観光・文化の振興やイメージアップに寄与する物販及びPR等を実施する場合の手続きについてこの要領を定める。

2 実施場所

「新宿みやざき館KONNE」の催事・イベントスペース（別添図の範囲）

3 実施期間

1回の申請につき原則として7日以内とする。

ただし、県と運営受託者の協議に基づき、必要と認めれた場合はこの限りではない。

4 申請の手続き及び利用料

運営受託者が別に定めるものとする。

5 利用者

利用できる者（以下「利用者」という。）は以下のいずれかに該当する者とする。

(1) 県及び県内の市町村、観光協会等の公益的又は公共的団体

(2) 「新宿みやざき館KONNE」の取扱商品選定要領の2取扱商品の選定基準の(2)出展者の条件を満たしていること。

(3) その他に県と運営受託者との協議に基づき特にその利用を認めた企業、団体、個人等

6 取扱商品

「新宿みやざき館KONNE」の取扱商品選定要領の2取扱商品の選定基準の(3)、(4)、(5)の条件を満たしていること。

7 条件・遵守事項

(1) 搬入・搬出及び運営に要する経費等は、利用者負担とする。

(2) 食品を試食・販売する場合は衛生管理を徹底する。

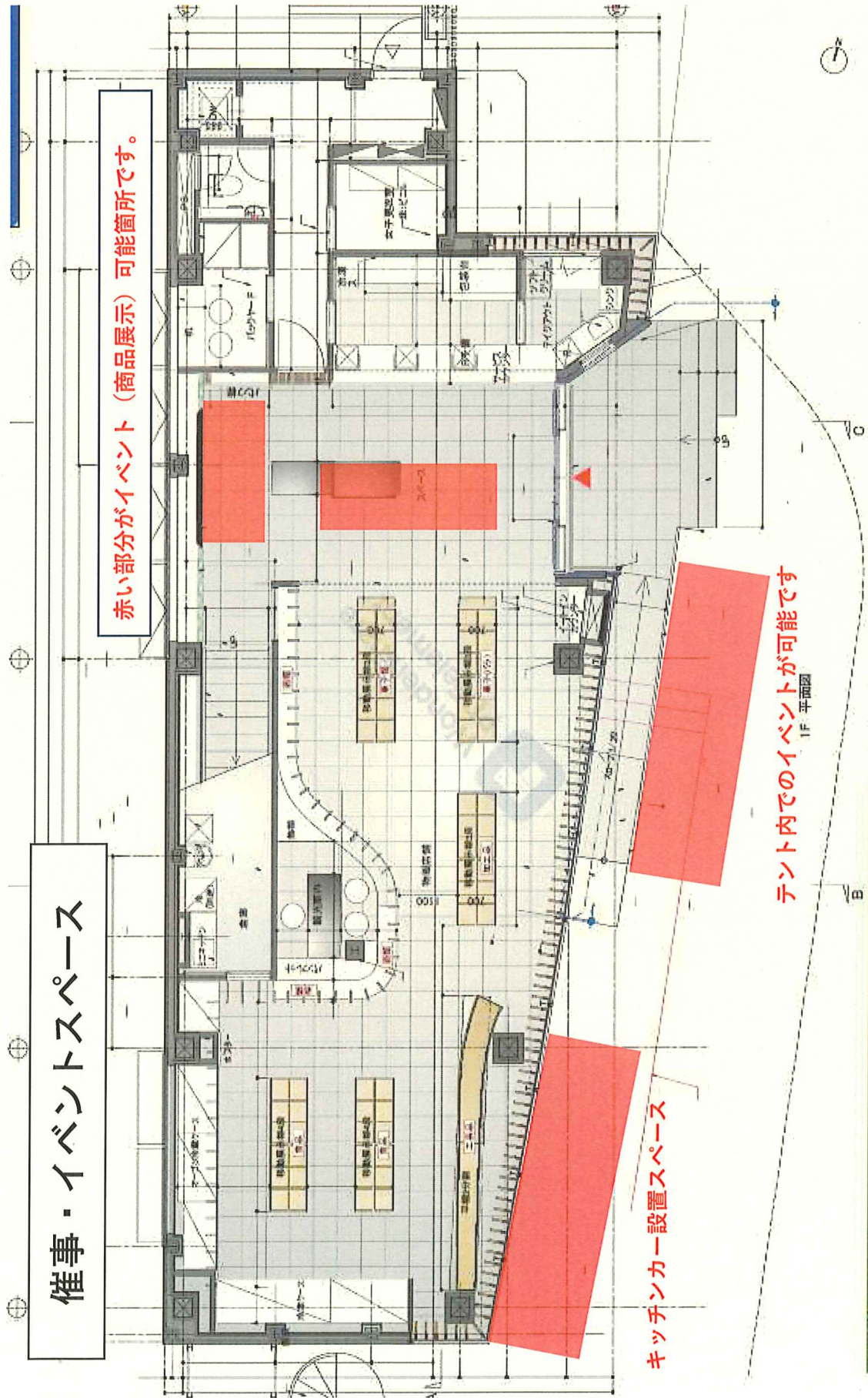
(3) 利用にあたり付属設備等を棄損又は汚損したり、県や運営受託者、第三者に損害を与えたりした場合は、利用者が責任を持って補償する。

8 その他

この要領に定めるもののほか、利用に関し必要な事項は県と運営受託者が協議の上、別に定める。

催事・イベントスペース

赤い部分がイベント（商品展示）可能箇所です。



キッチンカー設置スペース

テント内でのイベントが可能です

新橋みやげ物館 KOWNE

1F 平面図 8-11.50